

吉田町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

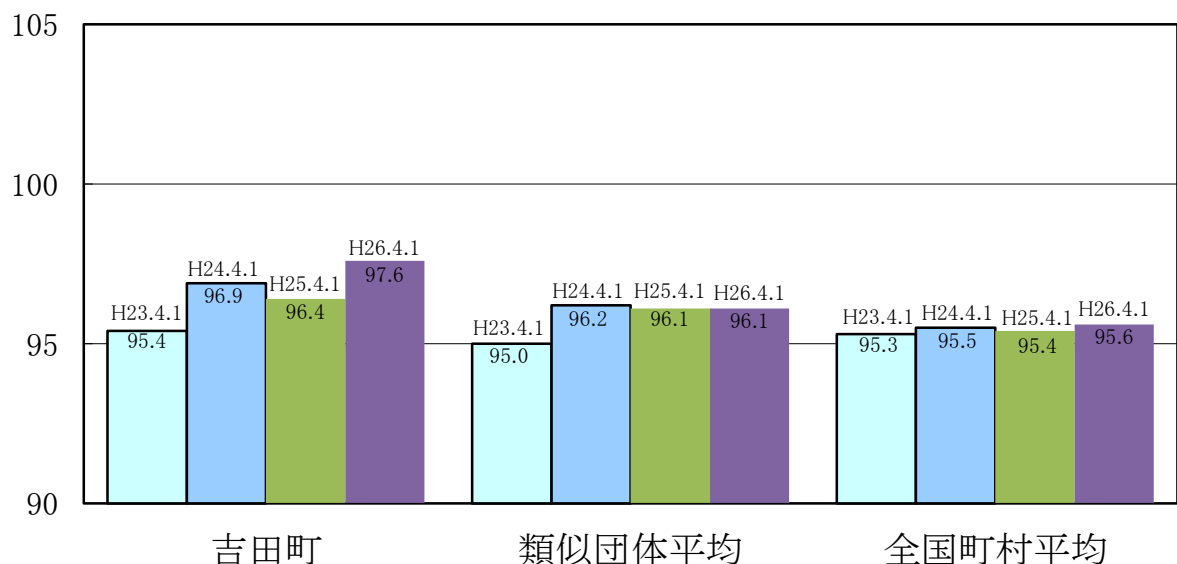
区分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 30,042	千円 17,046,455	千円 411,822	千円 1,387,877	% 8.1	% 14.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体平均一人 当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 191	千円 661,178	千円 105,157	千円 188,618	千円 954,953	千円 5,000	千円 5,351

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年以上連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

① ラスパイレス指数の算定に影響の大きい経験年数の長い高卒の管理職員が増えているため、全体のラスパイレス指数が引き上げられている。（職員の大半を占める大卒者のラスパイレス指数は、高卒者より4.2低い）今後は、高卒の管理職員が順次定年を迎えることにより、ラスパイレス指数は引き下げられることが見込まれる。（近年は、高卒者を採用していない。）

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し

(給料表の改正実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職給料表について、国の見直しと同様の改正を実施。給料表の水準を平均2%引き下げの中で50歳台後半層の職員が多く在職する号給を最大4%引き下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

技能労務職給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②その他の見直し内容

(内容) 管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(26年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
吉田町	38.8 歳	292,109 円	355,270 円	316,279 円
静岡県	42.6 歳	340,000 円	437,502 円	374,184 円
国	43.5 歳	335,000 円	— 円	408,472 円
類似団体	41.8 歳	312,255 円	361,463 円	337,295 円

②技能労務職

区分	公 務 員					民 間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
吉田町	45.2 歳	5 人	267,240 円	293,640 円	274,240 円	—	— 歳	— 円	
うち給食員	45.2 歳	5 人	267,240 円	293,640 円	274,240 円	調理士	43.7 歳	257,900 円	1.14
静岡県	53.4 歳	234 人	335,900 円	382,301 円	357,779 円	—	— 歳	— 円	
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	— 円	326,611 円	—	— 歳	— 円	
類似団体	49.8 歳	- 人	275,080 円	291,592 円	283,324 円	—	— 歳	— 円	

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
吉田町	— 円	— 円	—
うち給食員	4,534,280 円	3,414,700 円	1.33

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成23年～25年の3ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給料月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などすべての諸手当を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。
- 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況（26年4月1日現在）

区 分		吉田町	静岡県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	180,158 円	172,200 円
	高 校 卒	140,100 円	145,598 円	140,100 円
技能労務職	—	125,400 円 ～ 152,600 円	(高校卒) 142,978 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（26年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	— 円	354,600 円	— 円	— 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

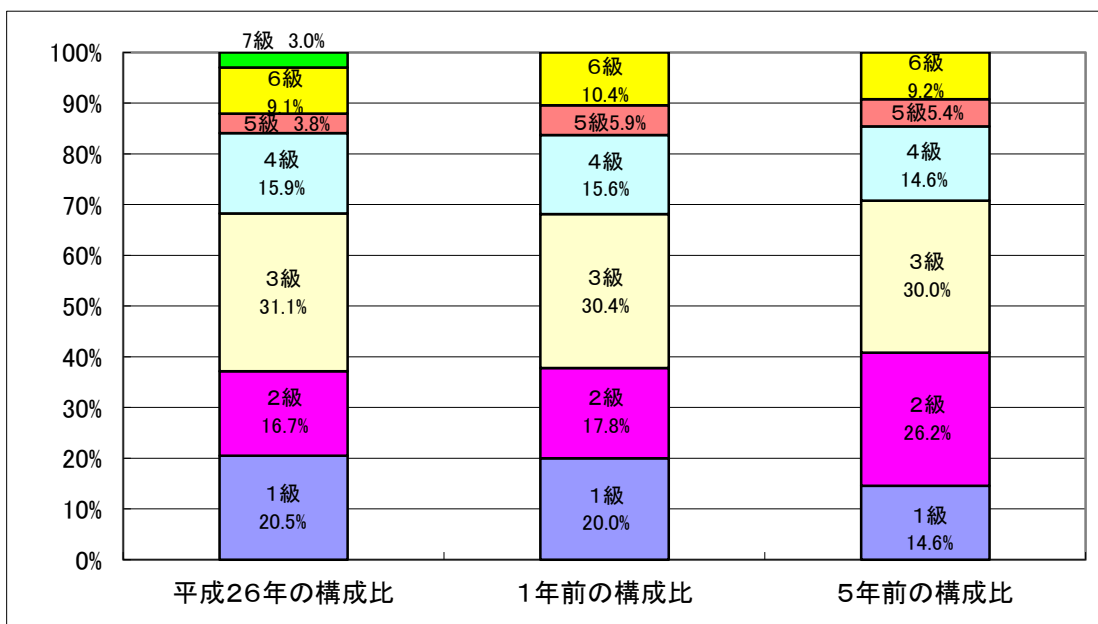
(1) 一般行政職の級別職員数の状況（26年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7 級	理事及び参事の職務	4 人	3.0 %	366,200 円	456,200 円
6 級	課長及び局長の職務	12 人	9.1 %	320,600 円	422,600 円
5 級	課長補佐、局長補佐、室長及び園長の職務	5 人	3.8 %	289,200 円	400,600 円
4 級	統括及び園長補佐の職務	21 人	15.9 %	261,900 円	388,300 円
3 級	主査及び主任保育士の職務	41 人	31.1 %	222,900 円	354,700 円
2 級	主任及び保育士の職務	22 人	16.7 %	185,800 円	307,800 円
1 級	主事、技師及び保育士の職務	27 人	20.5 %	135,600 円	243,700 円

(注) 1 吉田町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

※ 小数点以下第2位を四捨五入しているため、構成比の計が100%とならない。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

地方公務員法第40条に基づき、12月1日（基準日）に在職する職員について定期評定を実施し、その結果に基づき昇給の号数を決定。（内容については、「吉田町職員の勤務成績の評定に関する実施要領」を参照）

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

（平成25年度）

区分		吉田町	静岡県	国
1人当たり平均支給額		1,163 千円	1,519 千円	—
支給割合	期末手当	2.60 月分 (1.45) 月分	2.60 月分 (1.45) 月分	2.60 月分 (1.45) 月分
	勤勉手当	1.35 月分 (0.65) 月分	1.35 月分 (0.65) 月分	1.35 月分 (0.65) 月分
（加算措置の状況）		役職加算 5～15%	役職加算 5～20% 管理職加算 20～25%	役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%
職制上の段階、職務の級等による加算措置				

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況

人事評価制度を構築中のため、一律支給としている。

(2) 退職手当（26年4月1日現在）

吉田町			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）		
1人当たり平均支給額	11,197 千円	23,912 千円			

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当（26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）		522 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		16,322 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度実績）		16.8 %		
手当の種類（手当数）		5		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する支給単価
伝染病防疫作業手当	健康づくり課職員	伝染病の防疫作業業務		1件1人500円
犬猫等の死体処理作業手当	町民課職員	犬猫等の死体処理業務	6,300 円	1件1人300円
行旅病死入取扱作業手当	社会福祉課職員	行路病死入の取扱業務		病人1件500円、死亡1件10,000円
保育業務手当	社会福祉課職員	児童の保育業務	516,000 円	月額1,500円
家畜伝染病防疫手当	産業課職員	家畜の予防注射業務		日額500円

(4) 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	58,083 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	418 千円
支給実績（24年度決算）	52,365 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	388 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成25年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。）

(5) その他の手当（26年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度と異なる内容	国の制度と異なる内容	支給実績 （25年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （25年度決算）
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 1人 6,500円 （配偶者がいない場合、うち1人について 11,000円） 満16歳に達する年度の初めから満22歳の年度末までの子 1人につき5,000円加算	同	—	16,561 千円	220,815 円
住居手当	【借家・借間】 月額12,000円を超える家賃を払っている職員（最高27,000円） 家賃23,000円以下 家賃額－12,000円 家賃23,000円を超え55,000円以下（家賃額－23,000円）×1/2＋11,000円 家賃55,000円以上 27,000円	同	—	8,542 千円	284,727 円
通勤手当	通勤のために交通機関や自動車等を使用することを常例とする職員 運賃等相当額（限度額55,000円） 自動車等利用者（2km以上を対象とし、距離に応じ2,000円～24,500円）	同	—	5,581 千円	46,122 円
管理職手当	課長、局長の職 72,700円 課長補佐、局長補佐、室長、園長の職 47,300円 統括、園長補佐の職 43,700円	異	金額	33,619 千円	622,576 円

6 特別職の報酬等の状況（26年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等
給料	町 長	790,000	円	（参考）類似団体における最高／最低額		
				900,000 円／	514,000 円	
報酬	副 町 長	630,000	円	716,000 円／	461,000 円	
	議 長	320,000	円	420,000 円／	288,000 円	
	副 議 長	260,000	円	343,000 円／	200,000 円	
期末手当	議 員	240,000	円	303,000 円／	180,000 円	
	町 長	3.95	月分	（25年度支給割合）		
	副 町 長	3.95	月分			
	教 育 長	3.95	月分			
	議 長	2.90	月分	（25年度支給割合）		
	副 議 長	2.90	月分			
退職手当	議 員	2.90	月分			
	町 長	（算定方式）	（1期の手当額）	（支給時期）		
	副 町 長	給料月額×在職年数×5	1,580万円	退職した日から1ヶ月以内		
		給料月額×在職年数×3	756万円	退職した日から1ヶ月以内		

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

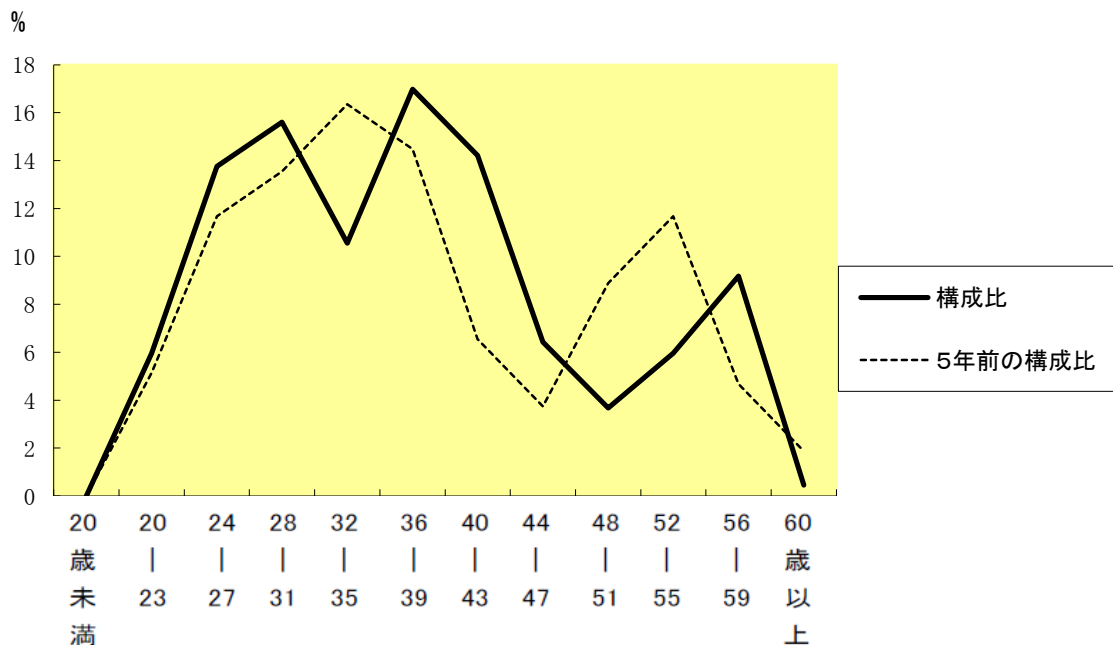
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成 2 6 年	平成 2 5 年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3	0	津波防災のまちづくり事業への対応 育児休業者への対応
		総務	46	44	2	
		税務	14	13	1	
		労働	0	0	0	
		農林水産	8	8	0	
		商工	2	2	0	
		土木	19	21	-2	津波避難タワー完成による減 こども発達支援事業所の開所 健康づくり事業への対応
民生		68	63	5		
衛生	17	15	2			
	計	177	169	8	<参考>人口 1 万人当たり職員数（26年度） 58.92人（町村（V－1） 58.80人）	
	教育部門	21	23	-2	育児休業からの復帰者の異動	
	小 計	198	192	6	<参考>人口 1 万人当たり職員数（26年度） 65.91人（町村（V－1） 72.64人）	
公営企業等 会計部門	水道 下水 その他		10	10	0	
			7	7	0	
			9	9	0	
		小 計	26	26	0	
合 計			224 [235]	218 [235]	6 0	<参考>人口 1 万人当たり職員数（26年度） 74.56人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(26年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	13人	30人	34人	23人	37人	31人	14人	8人	13人	20人	1人	224人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

年 度 部門別	2 1 年	2 2 年	2 3 年	2 4 年	2 5 年	2 6 年	過去5年間の 増減数(率)	
一般行政	158	157	158	162	169	177	19	5.6%
教育	24	25	25	22	23	21	-3	-4.2%
普通会計	182	182	183	184	192	198	16	4.3%
公営企業等会計	29	27	27	29	26	26	-3	-13.3%
総合計	211	209	210	213	218	224	13	1.9%

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 23年度の総費用に占 める職員給与費比率
25年度	千円 488,367	千円 20,141	千円 53,141	% 10.9	% 10.8

区分	職員数	給 与 費				一人当たり給与費
	A	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	B / A
25年度	人 10	千円 34,532	千円 6,722	千円 11,887	千円 53,141	千円 5,314

(参考) 全国市町村 平均一人当たり給与 費
千円 6,123

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（26年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
吉 田 町	42.4 歳	287,767 円	386,827 円
全国市町村平均	45.0 歳	342,822 円	509,358 円
事 業 者	一 歳		一 円

- (注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

区分		吉田町	吉田町（一般行政職）
1人当たり平均支給額		1,188 千円	1,163 千円
支給割合	期末手当	2.60 月分 (1.45) 月分	2.60 月分 (1.45) 月分
	勤勉手当	1.35 月分 (0.65) 月分	1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況)		役職加算 5～15%	役職加算 5～15%
職制上の段階、職務の級等 による加算措置			

- (注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（２６年４月１日現在）

吉 田 町			吉田町（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続２０年	21.62 月分	27.025 月分	勤続２０年	21.62 月分	27.025 月分
勤続２５年	30.82 月分	36.57 月分	勤続２５年	30.82 月分	36.57 月分
勤続３５年	43.70 月分	52.44 月分	勤続３５年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）		
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	11,197 千円	23,912 千円

（注） 退職手当の１人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。（該当者が１人の場合は＊としている。）

ウ 地域手当

支給なし

エ 特殊勤務手当（２６年４月１日現在）

支給実績（２５年度決算）		27 千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（２５年度決算）		6,750 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（２５年度）		40.0 %	
手当の種類（手当数）		1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
有害薬品取扱手当	水道課工務部門職員	塩素注入作業業務	1回500円

オ 時間外勤務手当

支給実績（２５年度決算）	3,138 千円
支給職員１人当たり平均支給年額（２５年度決算）	314 千円
支給実績（２４年度決算）	1,576 千円
支給職員１人当たり平均支給年額（２４年度決算）	158 千円

- （注） １ 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
- ２ 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成２５年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。）

カ その他の手当（26年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 1人 6,500円 (配偶者がいない場合、うち1人 について 11,000円) 満16歳に達する年度の初めか ら満22歳の年度末までの子 1人につき5,000円加算	同	—	1,047 千円	209,400 円
住居手当	【借家・借間】 月額12,000 円を超える家賃を払っている 職員（最高27,000円） 家賃23,000円以下 家賃額－ 12,000円 家賃23,000円を超え55,000円 以下（家賃額－23,000円） ×1/2＋11,000円 家賃55,000円以上 27,000円	同	—	972 千円	324,000 円
通勤手当	通勤のために交通機関や自動 車等を使用することを常例と する職員 運賃等相当額（限度額55,000円） 自動車等利用者（2k m以上を 対象とし、距離に応じ2,000円 ～24,500円）	同	—	156 千円	31,200 円
管理職手当	課長の職 72,700円 課長補佐の職 47,300円 統括の職 43,700円	異	金額	2,358 千円	589,500 円